

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月4日
【届出者の氏名又は名称】	FK株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 マイケル・ロンゴ
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	FK株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、FK株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、富士ソフト株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第2回公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5(b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第2回公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注14) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月20日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年12月19日付、2025年1月9日付及び2025年1月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:6,385円、第6回新株予約権:5,698円、第7回新株予約権:3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,277,000円、第6回新株予約権:1,139,600円、第7回新株予約権:333,100円)に変更した上で、公開買付期間を2025年2月19日まで延長することを決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書の有効期限に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本両公開買付けの概要

(3) 第2回公開買付けに関する事項

② 第2回公開買付価格の決定

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

(2) 契約の解除の方法

(4) 株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

(1) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(2) 決済の開始日

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本両公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

そして、公開買付者は、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを実施すること、及び、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.40%(注8))以上を取得した場合には、第2回公開買付けを実施しないことを2024年9月19日付で決定しておりましたが、第1回応募株券等は22,131,902株(所有割合:35.11%)であり、33,658,500株に満たなかったことから、公開買付者は、第2回公開買付けを実施することを決定いたしました。対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、第2回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「第2回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)を9,451円に引き上げ、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第2回新株予約権買付価格」又は「本新株予約権買付価格」といいます。))についても、第2回公開買付価格(9,451円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:5,986円、第6回新株予約権:5,299円、第7回新株予約権:2,932円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,197,200円、第6回新株予約権:1,059,800円、第7回新株予約権:293,200円)とすること(以下「本価格引上げ」といいます。)を決定し、その旨を対象者に連絡したところ、対象者より、2024年11月15日開催の取締役会において、第2回公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、第2回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議、並びにペインキャピタル(下記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による公開買付けに対しては反対意見を表明する旨の決議をした旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、2024年11月15日、2024年11月18日の週の半ばを目処に、開示書類等の準備が整い次第、実務上可能な限り速やかに第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。その後、開示書類等の準備が整ったことから、公開買付者は、2024年11月19日、第2回公開買付けを2024年11月20日より開始することを決定いたしました。なお、本価格引上げを踏まえ、公開買付者は、公平性の観点から、第2回公開買付けが成立した場合、第1回公開買付けに応募した全ての対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本価格引上げによって決定された買付け等の価格と第1回公開買付価格及び第1回新株予約権買付価格との差額(普通株式:1株当たり651円、第5回新株予約権:1個当たり130,200円、第6回新株予約権:1個当たり130,200円、第7回新株予約権:1個当たり65,100円)を補償することを予定しておりますが、時期及び方法等の詳細は検討中であり、決定次第、速やかに公表いたします。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(⑥ 第2回F K公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はなく、第2回公開買付けにおける公開買付価格と同額で、新たな公開買付けの実施を行う予定です(なお、当該公開買付けは速やかに実施予定であり、また、買付予定数の下限については、その時点における最新の対象者の株主構成(パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有する対象者株式の数を含みます。))を踏まえて判断する予定です。)。したがって、公開買付者は、少なくとも、公開買付者が対象者の非公開化を断念し、ベインキャピタルの公開買付けのみが実施されているという状態は起こり得ず、ベインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無いことを理由に、ベインキャピタルの公開買付けに対する反対意見が変更される余地はないと考えております。なお、ベインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていましたが、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ベインキャピタルは、2025年1月9日時点において、公開買付けを開始しておりません。公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日時点において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ベインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。))に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイーズアウト取引に係る銀行融資の実行の目途が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイーズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされておられません。

＜中略＞

その後、公開買付者は、2025年1月24日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること及び第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、また、ペインキャピタルは2024年12月18日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて「2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しているところ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に、公表された公開買付開始予定時期(2025年1月下旬又は2月上旬。なお、2025年2月は28日間であり、同年2月上旬の最終の営業日は2025年2月7日となります。))に、ペインキャピタルが、「第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」という前提条件(注7の2)を放棄して、実際に敵対的公開買付けを開始する可否かをご確認いただいた上で、第2回公開買付けに応募する可否かを判断する機会を提供するため、2025年1月24日、第2回公開買付期間を2025年2月7日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月24日現在、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

そして、公開買付者は、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを実施すること、及び、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.40%(注8))以上を取得した場合には、第2回公開買付けを実施しないことを2024年9月19日付で決定しておりましたが、第1回応募株券等は22,131,902株(所有割合:35.11%)であり、33,658,500株に満たなかったことから、公開買付者は、第2回公開買付けを実施することを決定いたしました。対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、第2回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「第2回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)を9,451円に引き上げ、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第2回新株予約権買付価格」又は「本新株予約権買付価格」といいます。))についても、第2回公開買付価格(9,451円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:5,986円、第6回新株予約権:5,299円、第7回新株予約権:2,932円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,197,200円、第6回新株予約権:1,059,800円、第7回新株予約権:293,200円)とすること(以下「本価格引上げ」といいます。)を決定し、その旨を対象者に連絡したところ、対象者より、2024年11月15日開催の取締役会において、第2回公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、第2回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議、並びにペインキャピタル(下記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による公開買付けに対しては反対意見を表明する旨の決議をした旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、2024年11月15日、2024年11月18日の週の半ばを目処に、開示書類等の準備が整い次第、実務上可能な限り速やかに第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。その後、開示書類等の準備が整ったことから、公開買付者は、2024年11月19日、第2回公開買付けを2024年11月20日より開始することを決定いたしました。なお、本価格引上げを踏まえ、公開買付者は、公平性の観点から、第2回公開買付けが成立した場合、第1回公開買付けに応募した全ての対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様(総称して、以下「補償対象株主等」といいます。))に対して、本価格引上げによって決定された買付け等の価格と第1回公開買付価格及び第1回新株予約権買付価格との差額(普通株式:1株当たり651円、第5回新株予約権:1個当たり130,200円、第6回新株予約権:1個当たり130,200円、第7回新株予約権:1個当たり65,100円。総称して、以下「本件補償額」といいます。)を補償することを予定しておりました。

その後、公開買付者は、本価格変更(以下に定義します。以下同じです。)を決定いたしました。補償対象株主等の皆様に対しては、従前公表しておりました本件補償額(普通株式については、1株当たり651円)の範囲で、経済的な補償機会の提供を引き続き予定しており、時期及び方法等の詳細は検討中です。詳細が確定し次第、速やかに、補償対象株主等の皆様にお知らせする予定です。

また、公開買付者は、第2回公開買付けの成立後、1か月以内を目処に、公開買付者が連絡可能な補償対象株主等の皆様に対してのご連絡を開始させていただく予定です。同時期に、KKRウェブサイト(<https://www.kkr.com/jp/ja>)上に、この補償に関する問い合わせ窓口を掲載いたしますので、補償対象株主等の皆様におかれましては、公開買付者からの連絡がない場合には、問い合わせ窓口までご連絡いただくようお願いいたします。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりませんでした。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(⑥ 第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はありません。なお、従前、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合には、本価格変更前の第2回公開買付けにおける公開買付価格(普通株式については、9,451円)で、新たな公開買付けを実施することを予定しておりましたが、本価格変更に伴い、第2回公開買付けの成立可能性が十分に高まったものと考えており、2025年2月4日現在、新たな公開買付けを実施するかについては確定しておりません。なお、ベインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていましたが、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ベインキャピタルは、2025年1月9日時点において、公開買付けを開始しておりません。公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日時点において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ベインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。)に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイーズアウト取引に係る銀行融資の実行の目的が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイーズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされていません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年1月24日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること及び第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、また、ベインキャピタルは2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて「2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しているところ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に、公表された公開買付開始予定時期(2025年1月下旬又は2月上旬。なお、2025年2月は28日間であり、同年2月上旬の最終の営業日は2025年2月7日となります。))に、ベインキャピタルが、「第2回F K公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」という前提条件(注7の2)を放棄して、実際に敵対的公開買付けを開始するか否かをご確認いただいた上で、第2回公開買付けに応募するか否かを判断する機会を提供するため、2025年1月24日、第2回公開買付期間を2025年2月7日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月24日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりませんでした。

その後、公開買付者は、2025年2月4日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第2回公開買付価格(9,451円)及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格(9,600円)を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権：6,385円、第6回新株予約権：5,698円、第7回新株予約権：3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権：1,277,000円、第6回新株予約権：1,139,600円、第7回新株予約権：333,100円)に変更した上で(以下「本価格変更」といいます。)、第2回公開買付期間を2025年2月19日まで延長することを決定いたしました。

<後略>

(3) 第2回公開買付けに関する事項

② 第2回公開買付価格の決定

(訂正前)

第2回公開買付けは、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、2024年9月3日付ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、第1回公開買付価格と同額で対象者株式を、第1回公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するものであるため、公開買付者は、第2回公開買付価格を第1回公開買付価格と同額の8,800円とすることを予定しておりましたが、対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、本価格引上げを決定し、第2回公開買付価格は9,451円とすることといたしました。

(訂正後)

第2回公開買付けは、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、2024年9月3日付ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、第1回公開買付価格と同額で対象者株式を、第1回公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するものであるため、公開買付者は、第2回公開買付価格を第1回公開買付価格と同額の8,800円とすることを予定しておりましたが、対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、本価格上げを決定し、第2回公開買付価格は9,451円とすることといたしました。

その後、公開買付者は、2025年2月4日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第2回公開買付価格(9,451円)及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格(9,600円)を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権：6,385円、第6回新株予約権：5,698円、第7回新株予約権：3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権：1,277,000円、第6回新株予約権：1,139,600円、第7回新株予約権：333,100円)に変更することを決定いたしました。

- (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、第2回公開買付期間を52営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、第2回公開買付期間を59営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(5) 本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025年3月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025年4月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年11月20日(水曜日)から2025年2月7日(金曜日)まで(52営業日)
公告日	2024年11月20日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年11月20日(水曜日)から2025年2月19日(水曜日)まで(59営業日)
公告日	2024年11月20日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき、9,451円
新株予約権証券	第5回新株予約権 1個につき、1,197,200円 第6回新株予約権 1個につき、1,059,800円 第7回新株予約権 1個につき、293,200円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(i) 普通株式 ＜中略＞ 本公開買付価格9,451円は、第1回公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月7日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値7,390円に対して27.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値7,130円に対して32.55%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,797円に対して39.05%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値6,505円に対して、45.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 (ii) 本新株予約権 ＜中略＞ なお、第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間が未到来ではあるものの、権利行使期間以外の権利行使条件を充足していることから本公開買付けの買付け対象としております。 ＜後略＞

(訂正後)

株券	普通株式1株につき、9,850円
新株予約権証券	第5回新株予約権 1個につき、1,277,000円 第6回新株予約権 1個につき、1,139,600円 第7回新株予約権 1個につき、333,100円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(i) 普通株式 ＜中略＞ 本公開買付価格9,451円は、第1回公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月7日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値7,390円に対して27.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値7,130円に対して32.55%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,797円に対して39.05%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値6,505円に対して、45.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 その後、公開買付者は、2025年2月4日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第2回公開買付価格(9,451円)及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格(9,600円)を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を9,451円から9,850円に変更することを決定いたしました。本価格変更後の本公開買付価格9,850円は、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年2月3日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値9,800円に対して0.51%、第1回公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月7日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値7,390円に対して33.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値7,130円に対して38.15%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,797円に対して44.92%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値6,505円に対して、51.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 (ii) 本新株予約権 ＜中略＞ なお、第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間が未到来ではあるものの、権利行使期間以外の権利行使条件を充足していることから本公開買付けの買付け対象としております。 その後、公開買付者は、2025年2月4日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第2回公開買付価格(9,451円)及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格(9,600円)を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権：6,385円、第6回新株予約権：5,698円、第7回新株予約権：3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権：1,277,000円、第6回新株予約権：1,139,600円、第7回新株予約権：333,100円)に変更することを決定いたしました。 ＜後略＞

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

(訂正前)

① 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

なお復代理人は、2025年2月1日に商号を「三菱UFJ eスマート証券株式会社」に変更する予定です。

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその常任代理人)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募してください。なお、応募の際には法人の方はご印鑑をご用意ください。

復代理人であるauカブコム証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ(<https://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

<中略>

- ⑤ 本公開買付けに係る本新株予約権の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者から発行される「譲渡承認通知書」、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者又はその名簿管理人から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類を、それぞれ公開買付代理人にご提出いただく必要があります。なお、復代理人であるauカブコム証券株式会社では、新株予約権の応募の受付を行いません。

<中略>

- ⑨ 外国人株主等の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要になります。なお、復代理人であるauカブコム証券株式会社では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

<後略>

(訂正後)

① 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

三菱UFJ eスマート証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその常任代理人)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募してください。なお、応募の際には法人の方はご印鑑をご用意ください。

復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ(<https://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

<中略>

- ⑤ 本公開買付けに係る本新株予約権の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者から発行される「譲渡承認通知書」、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者又はその名簿管理人から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類を、それぞれ公開買付代理人にご提出いただく必要があります。なお、復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社では、新株予約権の応募の受付を行いません。

<中略>

- ⑨ 外国人株主等の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要になります。なお、復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

<後略>

(2) 【契約の解除の方法】

(訂正前)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるauカブコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(訂正後)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

(訂正前)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
<u>auカブコム証券株式会社</u> (復代理人)	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(訂正後)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
<u>三菱UFJ eスマート証券株式会社</u> (復代理人)	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	393,446,496,019
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	450,000,000
その他(円)(c)	21,251,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	393,917,747,019

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、①対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株を控除した株式の数41,614,969株に本公開買付価格(9,451円)を乗じた金額(393,303,072,019円)に、②(i)本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,059,800円)を乗じた金額(84,784,000円)、及び(ii)本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(293,200円)を乗じた金額(58,640,000円)を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	410,065,232,650
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	450,000,000
その他(円)(c)	24,104,400
合計(円)(a)+(b)+(c)	410,539,337,050

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、①対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株を控除した株式の数41,614,969株に本公開買付価格(9,850円)を乗じた金額(409,907,444,650円)に、②(i)本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,139,600円)を乗じた金額(91,168,000円)、及び(ii)本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(333,100円)を乗じた金額(66,620,000円)を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社横浜銀行 (神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式会社等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式会社等	88,700,000
3	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町1丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式会社等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式会社等	38,600,000

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
<u>4</u>	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	38,500,000
<u>5</u>	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	26,600,000
計(b)				192,400,000

(注1) 公開買付者は、上記の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行からそれぞれ88,700,000千円、38,600,000千円、38,500,000千円、26,600,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を経済産業省に提出して取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けの決済により、公開買付者が対象者に対して直接に有する議決権の比率が66.7%以上(希薄化後)となることが確実であると合理的に判断できること、との前提条件(以下「本融資前提条件」といいます。)を含む本書の添付書類である融資証明書記載の前提条件が求められる予定です。なお、融資証明書の有効期限については、金融庁企画市場局策定の「株券等の公開買付けに関するQ&A」(2024年4月1日最終改訂)の問33に基づき、公開買付けの終了から決済までの期間に10営業日を加えた期間をカバーするような期限とすることが求められているため、2025年1月9日付の融資証明書においては、第2回公開買付け期間の延長後の決済の開始日である2025年1月31日を超える有効期限が設定されております。

(注2) なお、本融資前提条件が充足されなかった場合、本公開買付けの決済資金としては、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行からそれぞれ88,700,000千円、38,600,000千円、38,500,000千円、26,600,000千円を上限とした融資が行われない可能性があるものの、公開買付者は、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行から、本融資前提条件が充足されなかったことを理由として本公開買付けの決済資金としての融資が行われなかった場合であっても、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認された場合には、本株式併合に関連して対象者の株主に対して交付される現金の支払資金等として、総額192,400,000千円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメント・レターの提出を受けております。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社横浜銀行 (神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	88,700,000
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町1丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	38,600,000

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
<u>2</u>	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	38,500,000
<u>2</u>	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	26,600,000
計(b)				192,400,000

(注1) 公開買付者は、上記の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行からそれぞれ88,700,000千円、38,600,000千円、38,500,000千円、26,600,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を経済産業省に提出して取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けの決済により、公開買付者が対象者に対して直接に有する議決権の比率が66.7%以上(希薄化後)となることが確実であると合理的に判断できること、との前提条件(以下「本融資前提条件」といいます。)を含む本書の添付書類である融資証明書記載の前提条件が求められる予定です。なお、融資証明書の有効期限については、金融庁企画市場局策定の「株券等の公開買付けに関するQ&A」(2024年4月1日最終改訂)の問33に基づき、公開買付けの終了から決済までの期間に10営業日を加えた期間をカバーするような期限とすることが求められているため、2025年2月4日付の融資証明書においては、第2回公開買付け期間の延長後の決済の開始日である2025年2月27日を超える有効期限が設定されております。

(注2) なお、本融資前提条件が充足されなかった場合、本公開買付けの決済資金としては、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行からそれぞれ88,700,000千円、38,600,000千円、38,500,000千円、26,600,000千円を上限とした融資が行われない可能性があるものの、公開買付者は、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行から、本融資前提条件が充足されなかったことを理由として本公開買付けの決済資金としての融資が行われなかった場合であっても、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認された場合には、本株式併合に関連して対象者の株主に対して交付される現金の支払資金等として、総額192,400,000千円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメント・レターの提出を受けております。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

(訂正前)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
auカブコム証券株式会社(復代理人)	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(訂正後)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJ eスマート証券株式会社(復代理人)	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年2月17日(月)

(訂正後)

2025年2月27日(木)

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年2月4日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付期間の延長に伴い、公開買付者が取得した融資証明書の有効期限に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。